

平成24年（ワ）第1761号 解雇無効確認及び賃金支払請求事件

原告 田嶋清一

被告 学校法人茶屋四郎次郎記念学園

原告準備書面（6）

平成25年12月2日

東京地方裁判所民事第11部係御中

原告訴訟代理人

弁護士 小林七郎

弁護士 大森秀昭

第1 はじめに

本件雇止め及び懲戒解雇は、被告の元理事長兼総長であった中島恒雄（以下「元理事長」という）が、理事長・総長時代はもちろん、現在においても依然として被告に対する強い影響力を有しており、同人の意思と関与のもとに行われたものである。それは、まさに同人の被告の私物化ないしは公私混同の現れにほかならない。被告は元理事長の意向を唯々諾々と受け入れて原告を雇止めとした。そして、甲11の契約期間満了通知書には、何ら雇止めの正当理由は記されておらず、単に期間満了のみを理由としている。極めて安易に雇止めを行い、その後、雇止めに正当理由が必要であることを知るや、今度は後付けで理由を捏造し、懲戒解雇に及んだものであって、被告の本件雇止め及び懲戒解雇は極めて悪質なものである。こうした本質を有する本件雇止め及び懲戒解雇には、これを正当化する根拠は、毫も存在しない。以下において、以上の点を明らかにする。

第2 本件雇止め及び懲戒解雇が元理事長の意思と関与の元に行われたこと

この点は、本件の背景事情にすぎないかのようにも思われるが、しかし、この点が本件の本質をなすものであり、本件雇止め、懲戒解雇の理由がないことに深く関わるものである。

1 本件雇止めに至る経緯等

元理事長は、平成23年7月から本件雇止め通知（甲11）が被告から原告に交付された同年10月6日までの間に原告に対し、電話で、次のような理不尽な要求と、それに従わなければ解雇する旨を表明している。（本人調書16～17頁）

- (1) 被告の関連学校法人である学校法人サンシャイン学園が経営する東京福祉保育専門学校の理事長の■■■■と理事の■■■■に、同専門学校の経営を諦めるように働きかけなければ、原告を解雇すると繰り返し伝えた（甲47の24頁～29頁、甲48の1頁～3頁、甲49の2頁、甲61）。

上記■■■■は元理事長の妻であり、■■■■は元理事長の長男であるが、元理事長が強制猥褻罪で実刑判決を受けたことから、その家族関係が悪化し、元理事長と■■■■は離婚係争中の状態となり、■■■■は■■■■の側について元理事長と反目する関係となっていた。このため、元理事長は、自らが設立した東京福祉専門学校の経営から妻子を排除することを企図し、これを原告に指示したものである。

- (2) 元理事長が実刑判決を受けた強制猥褻事件に関して、元理事長が被害者らに行った行為が「たいして悪いことはなにもやってない」ことを、■■■■及び■■■■に理解させろと命じたうえ、その成果が上がっていないとして原告を責めた。そして、元理事長と■■■■及び■■■■との家族関係が修復できないことの原因が原告の働きが悪く、原告がこの元理事長中島の命令を実行できていないから、「クビだ」と言った（甲46の1頁～4頁）。
- (3) 強制猥褻の事件について元理事長を弁護した弁護士が、原告が紹介した弁護士であったことから、その弁護士が元理事長に不利な弁護活動を行ったことと弁護能力の低さが原因で元理事長が不当な実刑判決を受ける結果となっ

たと主張し、同弁護士を紹介した原告にその責任を取れと命じたうえ、原告がその責任をとっていないから「クビだ」と言った(甲52の1頁～10頁)。

以上の経過を含む元理事長の被告に対する関与の事実は、原告準備書面(3)の6頁「第2 元理事長の介入及び影響力と本件雇止めについて」で詳述したとおりであり、その主張事実は甲45ないし51、53ないし59の原告と元理事長との電話でのやりとりから明白である。

すなわち、元理事長は前記(1)ないし(3)の要求に原告が応じなかったことなどを理由に、被告に働きかけて原告を雇止めにしたのである。

2 元理事長は強制猥褻事件で拘留中も被告に指示を出していたこと

元理事長は身柄拘束中も頻繁に被告に対して書面を出し、その運営に関与していた。このことは甲36の1、2、ないし43の1、2から明らかである。この時点では原告を雇止めにするといったことは指示されてはいないが、元理事長は極めて細かなことについてまで被告に指示を出し、被告はこれに忠実に従っていることがわかる。こうした元理事長と被告との関係は、元理事長が服役し、その後出所してからも継続していた。

3 文科省においても元理事長の被告に対する関与が指摘されていること

甲23、24によれば、文科省の大学設置・学校法人審議会は、平成23年12月16日、被告の経営学部などの新設を認めないよう答申した。その理由は、被告が「元理事長が経営や教育に関与することはない」と表明していたにもかかわらず、元理事長出所直後の平成22年7月に元理事長を事務総長として雇用して被告の運営に関与させたほか、正式な契約も結ばずにコンサルタント料名目で1941万円を支払うなど、「学校法人にふさわしい管理運営体制が整っていない」と判断されたからである。

新設を不可とする理由は甲24の3に詳細に記述されている。ここに被告の体質が行政によって認定されているのである。

4 現在もなおテレビ会議システムの導入によって関与していること

甲85ないし95のとおり、被告はテレビ会議システムを導入した。設置場所として、被告キャンパスのある池袋と伊勢崎のほかに、雑司が谷、尾張旭、

軽井沢があるが、雑司が谷は元理事長の自宅であり、尾張旭は理事長の愛知県内の住居である。軽井沢は元理事長の別荘である。(唐木田証人調書18～19頁、中島恒雄証人調書15頁) このように元理事長は、自宅や別荘にテレビ会議システムを設置することによって被告の運営に関与している。本件訴訟についても元理事長が、被告に関与し、指示を出していることは甲79の平成24年7月3日のテレビ会議の録音データの内容から明らかである。元理事長は被告の訴訟の方針や証拠づくりについてまで指示していることがわかる。

長

5 唐木田は元理事長の意向によって本件雇止めがなされたことを認めている

甲52の1頁で、雇止めの「理由はですね、理事長（元理事長のこと）がいろいろ田嶋先生の業績、仕事ぶりに大いに不満を持たれているということなんです」と述べ、2頁では「まず相当ですね、不満足な感じを与えちゃってるということですから」「例えば浅尾さんの件もですね、ま、ああいう弁護士選んじやったということ」、6頁では「それが首の原因かどうか、私は首にするほうじゃないですから、それについては改めて総長（理事長のこと）に聞かれるなりしたらいいと思いますけれども、私も思いますとにかく非常に不満足ということですね。それで、もう、やめていただくと」と元理事長の不満と、それによって雇止めがなされたことを述べている。このように、本件雇止めは元理事長の意思によるものである。(唐木田証人調書21～22頁)

6 山路ふみ子文化財団への働きかけ

被告は事務局長唐木田満穂名義で、平成24年6月4日、山路ふみ子文化財団に対し、原告にセクハラ、アカハラがあったため、懲戒解雇処分としたことを通知したうえ、暗に評議員である原告を解任することを求めている(甲64、唐木田証人調書22頁)。被告は何ら本件とは関係のない山路ふみ子文化財団に対してまで上記のような通知と要求をしているのであるが、それは元理事長の指示によるものである。甲60の2、9頁では、山路文化財団の佐藤理事長は、元理事長がベトナムから山路文化財団に電話をかけてきて原告を評議員から解任することを求めたことを認めている。

事務局長

7 まとめ

以上から、明らかなおおりに、元理事長は出所直後から現在まで、被告の運営に深く関与していたものであって、本件雇止め及び懲戒解雇は元理事長の被告に対する指示によってなされたものである。そしてそれは、冒頭に述べたとおり、原告が元理事長の要求に応じなかったことの報復としてなされたものである。

第3 本件雇止めの無効

1 解雇権濫用の法理の適用について

原告は平成16年2月26日付雇用契約により平成16年4月1日から被告に勤務し、今日に至っている（甲2、3、5、7ないし10）。しかし、被告の契約の更新は杜撰なものであった。すなわち、平成21年4月1日から平成22年3月31日までの契約書は、平成21年5月21日に調印されている（甲7）し、平成23年4月1日以降は、契約の更新手続きも取られていない。したがって、平成23年4月1日以降は期間の定めのない雇用契約となっている。さらに、更新にあたっては協議も行われていない。

こうした杜撰な契約ではあるものの、平成24年3月31日をもって契約を終了すると本件雇止めまで9年間にわたって契約が存続してきたこと、上記のおおりに本件雇止めの時点においては期間の定めのない雇用契約となっていることから、本件雇止めには解雇権濫用の法理が適用される。

2 本件雇止めの正当理由がないこと

本件雇止めは、前述のおおりに、元理事長が、その恣意により、被告に働きかけてなされたものであるから、もともと正当な理由のないものである。このことは被告の唐木田総務課長が本件雇止め通知書（甲11）を原告に交付した際、原告に対し、元理事長が原告に不満を持っているからだということ以外には何ら雇止めの具体的理由を示していないこと（本人調書18頁）、甲52の2の1頁目には、原告が雇止めの理由を書面で求めたのに対して、唐木田は「理由はですね、今んところ考えておりませんが」と回答していることから明らかで

ある。おそらく被告は、本件雇止めが期間満了を理由とするもの（甲11）であるから期間が満了すれば雇止めは可能であって何ら理由は必要がないものと考えていたと推測される。だからこそ唐木田は甲11を原告に交付した時点では何ら理由を説明できなかったのである。そして、被告は、原告代理人らが被告に対して本件雇止めの理由を明らかにすることを求めた（甲12）ことから、あわてて理由探しに奔走しはじめたのである。

3 元理事長の証言の虚偽性

元理事長は、主尋問に対し、元理事長が理事長、学長を辞任したとたんに原告についてセクハラ、パワハラ、学生をいじめるなどの事実が出てきたと述べている（中島調書2頁～4頁）。しかし、元理事長が理事長、総長を辞任したのは平成20年2月に強制猥褻罪の実刑が確定したときである。ところが被告準備書面（1）の4頁では被告が原告の評価について調査したのは平成23年9月だとされている。真実は甲12で原告が被告に本件雇止めの理由を明らかにすることを求めた平成23年11月以降のことと考えられるが、その点はひとまず置くとしても、元理事長の証言は明らかに虚偽であって、全く信用できない。

4 被告主張の理由には根拠がないこと

被告は本訴に至ってから、本件雇止めの理由として以下を主張しているが、いずれも根拠のないものである。（本人調書18～19頁、34頁）

(1) 原告の学生の評判が極めて低く、悪いことについて

原告の授業は、学生に自分の弱さ、弱点を含めて自己分析をさせるものであったから、これを辛いと感じる学生には反感を持たれる余地はあった。しかし、自己分析は原告の授業にとっては不可欠のものであり、その意義を理解し、これに前向きに取り組んでいた学生からは原告の授業内容は高く評価されている（甲34、35、96～101）。一部に原告に対して反感を持つ学生がいたとしても、これをもって評判が悪いということはできない。

(2) 教授としての研究業績が不十分であることについて

既に原告準備書面（1）の10頁で述べたとおり、原告には、「フラストレ

ーション概念再考」「フラストレーション・コンフリクト概念再考」「レヴィンの『ガリレオ的思考』における単一事例の意味」「フラストレーション現象の再吟味による『非力動的な考え方』の明確化」などの論文があり、それ以外にも甲25のとおり著書や論文は多数あり、十分な研究業績がある。

(3) 教授としての資質・能力に欠けることについて

この点について、被告は授業評価をあげるが、被告提出の乙1の2から見ると、原告が平成19年春期に担当した臨床心理学研究法特論の評価値は4.5であり、平成21年春期の臨床心理学研究法特論の評価値は4.4、平成23年秋期の臨床心理学面接特論の評価は4.8と、いずれも全平均評価値を上回っている。原告の教授としての資質・能力に欠けるところはない。

(4) 学長の指示に従わなかったことについて

被告が主張するように、原告が院生の指導教官を勝手に替えたという事実は全くない。

5 まとめ

以上のとおり、被告は本件雇止め通知を原告に交付した時点において、元理事長が原告に不満を持っているということ以外にはその理由を示すこともできなかったものであるから、雇止めの正当な理由がなかったことは明らかである。本訴に至って後付けで主張してきた上記(1)ないし(4)の理由についてもいずれも根拠はない。

したがって、本件雇止めは、正当な理由が全く存在せず、無効である

第4 被告主張の懲戒解雇事由としての訴外 WN 子に対する原告のセクハラ・パワハラ行為の不存在

1 被告の主張事実と同事実の不存在

(1) 被告は、訴外 WN 子が、同人が被告大学院に在籍した平成19年4月から平成21年3月までの2年間に原告からのセクハラ・パワハラ被害を受け続けた、同人が同大学院2年生の初め頃から本格的にセクハラ行為を受けた、このため訴外 WN 子は平成19年6月から同21年2月まで心療内科（P

メンタルクリニック)への通院治療を強いられた、と主張する。(被告準備書面(2)1頁)

そして、被告は、原告の訴外 W に対するセクハラ・パワハラ行為として以下の事実が存在したと主張する。(被告準備書面(1)7頁)

① 原告が、同人の講義中に、多数の学生の面前で、「人として腐っている」、「世の中の迷惑だ」、「社会の害だ」など、訴外 W の人格を否定する侮蔑的言辞を繰り返した。

② 原告が、平成20年5月21日、訴外 W を原告の研究室に呼び出したうえ、「僕に愛情はないの」、「僕なら、あなたが傷つきやすくて、自分を守れないところを守ってあげるよ」などと繰り返し発言した。

③ 原告が、訴外 W の携帯電話に電話をかけて、「僕の何がそんなに気に入らないの」、「僕に至らないところがあったんだったら謝るから、また、明日電話させてもらっても良いですか」、「僕はあなたに、とてもポジティブな気持ちをもっているのに、それは伝わらないの」、「こうやって時々電話したり、たまには2人で会って話しがしたい」、「僕の気持ちは伝わっていないの」などと申し向け、訴外 W に対して、教員と学生との関係を超えた私的な恋愛関係を構築することを要求した。

訴外 W がこれを断ると、原告は「卒業したかったら教員の指導に従え」、「あなたの卒業を決めるのは教員なんだ。卒業したかったら、言うことを聞け」などと訴外 W を脅迫した。

(2) しかし、原告が訴外 W に対してセクハラ・パワハラ行為を行った事実は存在しない。(原告準備書面(1)12頁、原告準備書面(2)1~6頁、原告準備書面(5))

以下に、上記の被告主張が事実と反するものであり、その主張事実がおおよそ認定不可能であることを指摘する。

2 原告と訴外 W との間の電子メール送受信等の経緯

原告と訴外 W は、平成19年6月13日から平成20年5月15日までの間に、以下の内容の電子メールを送受信し、それに伴い以下の内容の会話を行

ったものであった。(原告本人調書2～6頁、甲81・7～11頁、甲32の1)

(1) 平成19年6月13日、訴外Wは、原告の授業を聞く中で原告の考え方に興味を持ち、被告大学院に何名もいる教員の中から原告を選び、原告に対して修士論文の相談のアポイントを入れたい旨の電子メールを送信した。(甲83の1)

その翌日の平成19年6月14日、これに対して、原告は「6・21(木)12時半頃～どうぞ」との電子メール(甲第83の2)を訴外Wに返信した。

(2) 平成19年6月21日、訴外Wは、上記(1)の電子メールのやりとりを受けて、原告の研究室を訪れ、原告に対して訴外Wの修士論文についての相談を持ちかけた。この時、訴外Wは、原告に対して、犯罪被害者研究を自分の修士論文のテーマとしたいと述べ、その理由として訴外W自身の過去の性的被害の経験を原告に語った。

この時に訴外Wが同人の性的被害経験に関連する事実として原告に伝えた情報は以下の内容であった。

- ・訴外Wは中学時代を含めて二度の性犯罪被害の経験があり、そのため地元の高校には通えず、遠方の高校に通った。
- ・この犯罪被害に関して自分(訴外W)の親は必ずしも自分を守ってくれなかった。親から「お前にも悪いところがあったんじゃないの」と言われて、親を含めて他者への不信・嫌悪感を深めた。
- ・訴外Wは、大学(V大学)の学部時代に、すでに通院し薬を処方され服薬していた精神科において、今の症状は過去の性犯罪被害によるPTSDであるとの診断を受けていた。また不眠やイライラのために大学の学部を休学した経験がある。
- ・被告の大学院入学後も、過去の性犯罪被害によるPTSDで、不眠や情緒不安定は続いている。
- ・訴外Wは、被告の大学院に入学する以前に、犯罪被害者研究で有名な小西聖子教授に学ぶため武蔵野女子大の修士課程を複数回受験したが、筆記

試験は毎回通るものの最後の面接で、毎回落ちてしまった。

(3) 平成19年6月21日の夜、訴外 W から原告に対して、上記(2)の原告の相談対応に関して礼を述べる電子メール(甲83の3)が原告宛に送信され、訴外 W は同電子メールで原告に「またご相談にのっていただきたいのですがいかがでしょうか?」と伝達した。

(4) 平成19年6月29日、原告は、「Wさん今日もお休みでしたが、大丈夫ですか?コンディションを崩さぬように気をつけてください。田嶋清一」(甲83の4)との電子メールを訴外 W 宛に送信した。これは、訴外 W が2回続けて原告が担当する授業を欠席したことから、原告が訴外 W の健康状態を心配して送信したものであった。

その翌日の平成19年6月30日、訴外 W は「ご心配してくださり、本当にありがとうございます。」との電子メール(甲83の5)を原告宛に返信し、同返信メールで芥川龍之介の『蜜柑』という短編を、よかったらお読みいただきたい」「私が今まで読んだ小説の中で、群を抜いて一番好きな小説です。」と記載している。

平成19年7月7日、原告は、上記の訴外 W の電子メールを受信した後、上記の芥川龍之介の短編を読んで、「Wさん『蜜柑』読みました。はっとする温かみのある話しですね。まだ授業はでられませんか。田嶋」との電子メール(甲83の6)を訴外 W に送信した。

平成19年7月11日、訴外 W は、「田嶋先生 『蜜柑』読んで下さったんですか。ありがとうございます。嬉しいです。…」の電子メール(甲83の7)を原告宛に返信している。

(5) 平成19年7月の夏休みに差し掛かる頃、訴外 W は、自分で修士論文のテーマを絞り込み、原告に対して、性的犯罪被害者事例研究を修士論文としてやりたい旨を面前で伝えた。

これを受けて、原告は、訴外 W はまだ自分の性的犯罪被害によるPTSDを克服していない現状にあり、修士論文のテーマとして性的犯罪被害者事例研究とりあげることは、かえって訴外 W のPTSDの症状を悪化させる

可能性がある」と判断し、その旨を訴外 W に伝えた。

訴外 W は、上記の原告がアドバイスを受けた後、突然に不安定な精神状態となり、掌を返したように原告に対して怒りっぽく攻撃的な対応をとったことがあった。

- (6) 平成19年9月4日、訴外 W は、「先日は、お声をかけていただき、ありがとうございました。大事なことを、決まる前に確認していただいたこと、心から感謝しています。」「ただ、田嶋先生の主義や専門もあるでしょうから、無理なさらないでいただきたいと思っております。『お願いします』と言ってしまうましたが、どうか、私のことは、気になさらないでください。」「どの先生になっても、指導教員になってくださったことに感謝し、その中で頑張らせていただこうと思っております。」「私としましては、提出した希望の先生にならなかったとしても、構いません。」との電子メール(乙83の8)を原告に送信した。

これは、上記(5)の修士論文のテーマに関する原告の訴外 W に対する対応を受けて、訴外 W が同人の修士論文の指導担当を原告以外の教員に依頼することを考えている旨を原告に伝達したものである。

その後、平成19年度の秋学期に、訴外 W の修士論文の指導担当は松原達哉教授が担当することに決まった経緯にある。

- (7) 平成19年12月11日、訴外 W は、「修士論文のご報告をさせていただきたいと思い、メールさせていただきました。」「今週の木曜日か、その日お時間をいただくことが難しいようでしたら、大変簡単なものですが、A4一枚程度の研究計画書を作成し、メールに添付して送らせていただきたいと思っております。」等との電子メール(甲83の9)を原告宛に送信している。

その翌日の同月12日、原告は、「お昼休み12時30分過ぎなら大丈夫ですよ。田嶋」との電子メール(甲83の10)を訴外 W 宛に返信している。

同日、訴外 W は、上記の原告の返信に対して、「お返事ありがとうございます。研究計画書というにはほど遠いですが、内容を文書にして提出させていただきます。」との電子メール(甲83の11)を原告に送信している。

(8) 平成20年2月18日、訴外 W は、「修士論文のことで、ご相談させていただきたいことがあり、メール致しました。以前に、『質問紙をとらせていただきたい』とお願いしましたが、4月から田嶋先生の学部の授業でとらせていただくことはできますでしょうか？この件でご相談させていただきたいと思っております。」等との電子メール（甲83の12）を原告宛に送信している。

平成20年2月22日、原告は、「Wさん 残念ですが、こんどの春期には学部の授業を持ちません。秋期には持ちます。また、修士論文のこと以外でも、相談に来てください。田嶋」との電子メール（甲83の13）を訴外 W 宛に送信している。

平成20年2月23日、訴外 W は、上記原告の電子メールを受けて、「『修士論文のこと以外でも、相談に来てください。』という、暖かいお言葉、ありがとうございます。お言葉に甘えてしまいますが、修士論文の件で、一度、副査になっていただいている田嶋先生に、ご相談したいと思っております。」等との電子メール（甲83の14）を原告に送信している。

同日、原告は、上記の訴外 W の電子メールを受けて、「Wさん 構想発表会のあとにでも声をかけてください。アポを入れますから。田嶋」との電子メール（甲83の15）を訴外 W に送信している。

(9) 平成20年5月15日、原告は、「Wさん お元気ですか。お休みが多いこと、など、心配しています。修士論文は進んでいますか。いちおう副査でもあるので、たまには様子をお知らせください。」との電子メール（甲83の16）を訴外 W 宛に送信している。

訴外 W の作成文書（乙4・2～3頁）に記載されている「お元気ですか？心配しています。たまには様子をお知らせに来てください。」との電子メールを原告が W に送付したとの内容は、原告作成の電子メールの内容の重要な部分を省略し、記載していない「来て」との言葉を付加しており、事実と相違する。

この電子メールは、原告が、訴外 W が授業等を2回以上も欠席していた

ことを心配して送信したものであった。また、原告は、上記のとおり、訴外 W から同人の修士論文について継続して相談を受けていたことから、副査として訴外 W の修士論文の進捗状況を心配して同電子メールを送信したのであった。

加えて、原告が「お休みが多いこと、など、心配しています。」と「など」と記載したのは、訴外 W が平成20年4月以降の平成20年度の春学期に、原告をして訴外 W に対して「臨床心理士になろうとしている人が、なぜそんなにふんぶん怒っているの？」と言わしめる程に、授業中に原告や他の院生に対して過剰に反応して怒りっぽく攻撃的な対応をする傾向が目立つようになっていたこと、訴外 W が過剰服薬のために院生室内でふらつくことがある旨を他の院生から報告を受けていたことに基づくものであった。

3 上記の電子メール送受信等の経緯から認定される事実

上記2の(1)から(9)の電子メール送受信等の経緯から認定される事実は、①訴外 W が原告を信頼して修士論文の指導を求め、原告がこれに対して誠実に対応し、その原告の対応に訴外 W が感謝の気持ちを抱く関係が継続していた事実、②原告が訴外 W のPTSDの既往歴とその病状が持続していることを認識して訴外 W の健康状態に気遣うことを続けていたという事実、③しかしながら、訴外 W は、性的犯罪被害の経験を持つ訴外 W が性的犯罪被害者事例研究を修士論文のテーマとすることは適切ではないとの原告の専門家としてのアドバイスに対してはこれを素直に受け入れることができず、怒りっぽく攻撃的な対応をとる側面も持ち合わせていたという事実である。

そして、かかる事実は、原告が訴外 W に対してセクハラ・パワハラ行為を行ったとの被告の主張を否定するものに他ならない。訴外 W が原告からセクハラ・パワハラ行為の被害を受けていたのであれば、訴外 W が上記のとおり原告を教員として信頼し指導を求める電子メールを繰り返し送信することは考えられないからである。

訴外 W は、原告が「性的犯罪被害の経験を持つ者が性的犯罪被害者事例研究を修士論文のテーマとすることは適切ではない」との考えを訴外 W に伝え、

これを受けて訴外 W が松原達哉教授に依頼した後も、副査である原告に訴外 W の修士論文へのアドバイス、協力を求め続けていたのである。かかる訴外 W の行為は、セクハラ・パワハラ行為の加害者への対応としては、およそ想定することができないものなのである。

4 訴外 W 作成文書（乙4）の記載事項の虚偽

(1) 訴外 W は、同人作成文書（乙4・2～3枚目）で、平成20年5月21日に、原告の研究室で、原告が訴外 W に対して、「僕に愛情はないの？」とくり返し尋ね、「あなたは傷付きやすいから僕は心配なんだ。僕なら、あなたが傷付きやすくて、自分の身を守れないところを、守ってあげられるよ」等との発言をし、「携帯は！??携帯の番号を教えて」と言ったと記載している。

しかし、原告は訴外 W に対して「僕に愛情はないの？」と述べた事実も、「僕なら、あなたが傷付きやすくて、自分の身を守れないところを、守ってあげられるよ」等述べた事実も断じてない。（原告調書7頁、33頁、甲81・13～14頁）

また、訴外 W を含む被告大学院の院生の携帯電話の番号は各院生の座席表に表示され、その情報は教員の間で共有されていたことから、原告が訴外 W に同人の携帯電話の番号を聞く必要はないのであり、事実として、上記5月21日に原告が訴外 W から携帯電話の番号を聞き出したことはないのである。（原告調書7～8頁、甲81・14頁）

平成20年5月21日に原告が訴外 W と原告の研究室で話をした事実はあったが、それは、原告が、訴外 W が、授業中に原告や他の院生に対して過剰に反応して怒りっぽく攻撃的な対応をする傾向が目立つようになっていたことや、訴外 W が過剰服薬のために院生室内でふらつくことがある旨を他の院生から報告を受けていたこと、そして授業等を2回以上も欠席していたことから訴外 W の健康状態をを心配して、上記2（9）の同電子メールを送信したことに対し、訴外 W からの返信等の対応がないままであったために、訴外 W に声をかけて、W の健康状態を確認する目的で会ったのである。（原告調書7～8頁、甲81・14頁）

原告は、訴外 W の病歴と現在の病状を把握した教員の責務として、教え子の大学院生である訴外 W に接したものであり、被告が主張するが如きのそれ以外の目的をもって訴外 W に接した事実はないのである。

- (2) 訴外 W は、同人作成文書（乙 4・3～4 枚目）で、原告が訴外 W の携帯電話に電話して、「僕の何がそんなに気に入らない？」、「僕はあなたに、とてもポジティブな気持ちを持っているのに、それは伝わらない？」、「こうやって時々電話したり、たまには二人で会って話がしたい」、「卒業したかったら教員の指導に従え！！あなたの卒業を決めるのは教員なんだ！」等と述べたと記載している。

しかし、原告は訴外 W に対して、上記の内容の言葉を述べた事実も全くない。

また、被告の大学院の修士論文の審査は教員 4 人が担当してその合否を決することとされていたのであり、仮に原告がある院生の修士論文を不合格とする意見を述べてもそれのみで不合格が決せられることはないのであり、かかる事由からして、原告が訴外 W に対して「卒業したかったら教員の指導に従え」などという無意味な言葉を述べることなど、あり得ないことなのである。（原告調書 8～9 頁、甲 8 1・1 4 頁）

- (3) 訴外 W は、同人作成文書（乙 4・4 枚目）で、「水曜日の授業がある日の朝に、本庄駅で田嶋先生と会うことが多くなりました。それまでは一度も会ったことがなかったのに、朝、本庄駅で、3m 後くらいに田嶋先生がいらっしゃることが増えました。そして、雨の日も雪の日も自転車通勤にこだわっていた田嶋先生が、私と同じスクールバスに乗ることも多くなりました。気のせいかもしれませんが・・・。」と記載している。

しかし、原告がかかる行為を行った事実はない。訴外 W は、当該事実に関して具体的な日時も回数も摘示していないばかりか、「気のせいかもしれませんが・・・。」と記載しているのであり、まさに同人の誤解もしくは空想による記載以外の何ものでもない。本庄駅から被告大学へのスクールバスは多く学生、院生、教職員が利用するのであり、原告が同バスを利用したことを

もって、それが訴外 W へのストーカー行為であると認定できる理由は皆無である。

- (4) 訴外 W は、同人作成文書（乙 4・2 枚目）で、『人として腐っている』『世の中の迷惑だ！』『社会の害だ』と授業中に罵倒されることが何度もあります。私を特別にターゲットにしています。」「大勢の前で 3 時間そのように罵倒され続ければ、こちらも涙が出ます。その涙を拭くと、『涙なんて拭くな！カッコつけて』とされに怒鳴られます。」と記載している。

しかし、原告がかかる行為を行った事実はない。

原告が、訴外 W を含む大学院生一般に対して、「将来、臨床心理士として臨床の現場に出て大事な仕事をすることを期待されているわけであるから、授業の中で自分自身のテーマ、院生それぞれいろんなテーマを持っていますから、そのテーマを乗り越えて、自分自身を切磋琢磨していくことはとても大事なことで、そのことをサボったり、あるいは、クライアントの気持ちが受け取れないような状態のまま卒業するとすれば、それは、そのまま臨床の現場の迷惑になると。そして、それは、すなわち社会の害になるだろうと。だから、臨床心理士に値するようなトレーニングをしていきましょうと。そういうことは、全ての院生に対して言っておりました。」と供述しているとおり（原告調書 10 頁）、原告は院生一般に対して真に社会の役に立つ臨床心理士になるための心構えを指導していたのである。その指導に際し、その心構えを忘れた者は、社会の害になり迷惑になる旨を指摘したのであり、その言葉は訴外 W を個別のターゲットして発したものである。

- (5) 被告は、本件訴訟において、原告の訴外 W に対するセクハラ・パワハラに関する被告の主張に関する証拠として、訴外 W 作成の乙第 4 号証の文書、同人作成の乙第 7 号証の回答書、乙第 9 号証の WH の作成文書を提出したのみで、同文書の作成者としている訴外 WN 子および WH について証人申請さえ行っていないのであり、その証人尋問は実施されていない。

かかる被告の対応は、被告自身が、訴外 WN 子および WH から、上記の作成文書の記載内容が真実であるとの証言を得ることができないと判断

した結果であると判断せざるを得ない。

この点からも、上記（１）から（４）の事実に関する原告の供述の信用性が認められ、それにより被告主張事実が存在しないことが認定されるべきである。

5 訴外 W の診療記録（甲 8 2）から確認される被告主張の不存在

原告準備書面（５）で既に指摘したところであるが、訴外 W の診療記録（甲 8 2）の以下の記載事実からしても、訴外 W の原告がセクハラ・パワハラを行ったとの内容の作成書面はその信用性を欠くものである。

(1) まず、以下の訴外 W のカルテの記載、訴外 W の PTSD の病歴は古く、同人の記載によれば、13才ごろから23才ごろまで継続し、そして平成19年6月時点まで続いていたものであり、決して大学院に入ってから原告との関わりによって新たに生じたものでないということが確認されるのである。

ア 平成19年6月23日付けの訴外 W 作成の診察申込書(甲 8 2・p 4)には、「今他の医療機関にかかっていますか？また、お薬を飲んでいますか。」の質問に対して、「はい」にチェックがあり（甲 8 2・p 7に Q クリニック通院中、希死念慮+、とある）、薬品名の回答欄に、「マイスリー、パキシル、デパス、ヒルナミン」などの記載があり、「今までに医療機関に入院・通院したことはありますか」の質問に対して、「はい」にチェックがあり、自筆で病名欄に「PTSD」「13」歳頃から「23」歳頃までと記載している。

イ カルテの家族歴の欄（甲 8 2・p 5）には、「両親には相談できない、4才、13才トラウマ的出来事あり（内容語らず）、相談しても何もしてくれなかった」と記録されている。カルテの同じ頁の現病歴の欄には、「20才時一度カウンセリングを受けた事あり、PTSDと言われた トラウマ的出来事 4才時、13才時（内容語れず）」、「処方薬をまとめ飲みする事多々あり、1日44T～63Tくらい。希死念慮というよりは眠りたかったと話す、抑うつ状態ひどく順天堂大学病院紹介され3日通院、処方依存と

言われ、入院もすすめられたが、先生と合わず Q クリニックへ戻る」と記載されている。そして、カルテの同頁の精神科通院歴の欄には、「21才～ Q クリニック、PTSD、不眠」と記載されている。また、カルテの精神所見の「観念」の欄（甲82・p7）には、「希死念+ Q クリニック通院中」とあり、診断欄（甲82・p9）には、「PTSD?→D（うつ病）（心因大）」と記載されている。

(2) 次に、以下の訴外 W のカルテの記載からすれば、P メンタルクリニックの医師は訴外 W を統合失調症、うつ病と診断していたことが確認される。

ア カルテの最初の頁の傷病名（甲82・2頁）欄には、

開始「19年6月23日」終了「20年3月8日」

うつ病、不眠症、統合失調症

開始「20年4月28日」終了「21年5月1日」

うつ病、PTSD 外傷後ストレス障害

開始「20年6月23日」終了「21年5月21日」

不眠症

開始「20年8月8日」終了「21年5月1日」

統合失調症

開始「21年11月20日」終了「22年3月17日」

うつ病、不眠症

と記載されている。

イ 平成20年の6月23日以降において、訴外 W に対して、しばしば、ヒルナミン、リスパダール、リスペリドンなどの統合失調症にも用いられる薬剤が処方されている。

(3) この他に、訴外 W が作成して P 医師宛に平成19年6月29日に提出した文書（甲82・11頁）には、「家族に対し、積み重なった恨みや憎しみが湧き出ている。」「家に居ると精神状態が悪くなる」との記載がある。

6 手島茂樹証言の信用性の欠如等

証人手島は、同人の陳述書（乙19・4頁）で「田嶋氏が『セクハラ』まで

行っていたという話は、今回、WN 子さんの件で初めて知りました。」と述べていながら、原告の訴外 W に対するセクハラについて W の修士論文が始まっていた訴外 W が大学院 2 年生の秋に松原達哉教授から聞いていたと述べた上で、その頃に廊下で訴外 W が原告に対して「非常にするどい目で、近づかないでと言ったんでしょうか、ともかくそういう言葉を繰り返しておりました。」との証言、「本人たちが複数で、(中略)、当時研究科長のところに訴えに行っていたと思います。」との証言(手島証人調書 8～9 頁)を行っている。

かかる自らの陳述書の内容と異なり、しかも陳述書に記載がない具体的事実を証言ではじめて述べるいること自体が、その証言の信用性を強く否定するものである。

しかも、証人手島は、多くの者が通行していた廊下で、訴外 W が原告に対して「非常にするどい目で、近づかないでと言ったんでしょうか、」という事実を目撃したと述べながら、証人手島自身はそれを見て何もせずに通り返した(手島証人調書 20 頁)というのであり、その証言内容は極めて不自然であり、これをもって原告が訴外 W に対して「セクハラ」行為を行ったとの被告主張事実の認定の資料とすることはできない。そのような状況を目撃しながら、訴外 W に対しても、原告を含む教員らに対しても、事実の問題点の確認とその後の対処を検討するための行動を証人手島が全くとらなかったということは、その事実が存在しなかったか、あるいは問題とする程の事実が存在しなかったことを示すものと判断すべきである。

また、証人手島は、訴外 W らが当時の平山研究科長に訴えに行ったが、平山研究科長は「自分たちで何とかしなさいと言いました。」「(「大学として問題にするに値しないという判断をしたとうことですか」との問いに) そういうことです。」と述べ(手島証人調書 21 頁)ているが、このことは平山研究科長が原告の訴外 W に対する「セクハラ」行為は存在しないと判断したことを示すものに他ならないのである。

証人手島は、本件の原告の懲戒処分に関する事項について、訴外 W から最近直接話を聞いた事実も調査を行った事実もないと述べている(手島証人調書

22頁) のであり、同人の証言には全く裏付けがないのである。

第5 被告主張の懲戒解雇事由としての訴外 NK に対する原告のパワハラ行為の不存在

1 被告の主張事実

被告は、原告が訴外 NK に対して、以下のアカデミック・ハラスメント行為を行ったと主張する。(被告準備書面(1) 8頁)

- ① 言葉の暴力が常識を越え、しつこく過剰であり、同級生のなかで N だけが集中的に侮辱的言辞を与えられたため、人格を深く傷付けられた。
- ② N は、原告に対して侮辱的言辞を止めてくれるよう授業で訴えたこともあるが、個人攻撃は執拗に継続され、修士1年の冬頃からは症状が身体に現れ、原告の授業を受けた翌日には足がつることも何回かあった。
- ③ 原告の N に対する具体的な行動には、「お前はカウンセラーに向いていない、お前は浮いている」など数々の不適切な言葉があるが、とりわけ2年生の卒業間近に「お前はこの学校に入れたくなかった」と言われたときは学習意欲や気力が低下し、最後の授業は欠席したほどである。

2 訴外 N に対するアカデミック・ハラスメント行為の不存在

しかしながら、以下に指摘するとおり被告が主張する原告の訴外 N に対するアカデミック・ハラスメント行為は存在していないものである。

- (1) 原告は、原告の授業中に院生同士でのディスカッションを行わせた際に、訴外 N を含み、そのディスカッションに参加できていない院生に対して、「浮いている」との言葉を使用し、「ちゃんと相手の言っていることを受け止めて、かみ合った議論をする必要がある」ことを指導したことはあった。

訴外 N は、授業時のディスカッションで黙っていたり、ピントのずれたことを発言することが多くあったので、これに対して原告が指導したのであった。

しかし、その際に原告が使用した「浮いている」との言葉は、決してその指導を行った院生を侮辱するものではなく、人格を否定するものではなかつ

た。

そして、訴外 N は、原告から上記の指導を受けた際には、ただ黙っているばかりの対応状況であり、訴外 N が原告に対して「浮いている」との言葉を使用しないで欲しいとの要請やその言葉の使用について抗議を受けたことはなかったのである。(本人調書 10～11 頁、30 頁)

- (2) 原告が、訴外 N に対して、「お前はカウンセラーに向いていない」との発言をした事実はない。

原告は、そのような言葉は訴外 N を含め臨床心理士養成コースに在籍している院生の将来を否定するものであることを十分に認識していたのであり、臨床の現場で役に立つ臨床心理士を育てようとしていた原告が、教え子である院生らに対して、そのような発言をすることはあり得ないことである。(本人調書 11 頁)

- (3) 原告が、訴外 N に対して、「お前はこの学校に入れたくなかった」との発言をした事実はない。

訴外 N に対する原告を含む教員らの評価は、「ちゃんと受け答えをしてほしいとか、今、このやり取りに関してどう思うのかということを食べ下がって聞いている教員は何人もおりました。」というものであったのであり、このために教員同士では「こんなにいつも浮いているばかりいて、なかなかこちらが言うことを受け止めてくれない彼に関しては、学校へ入れるべきでなかったかもしれないねという、そういうやり取りを教員同士で」した経緯はあった。

しかし、そのような話はあくまでも教員同士限りのものであり、原告が訴外 N に対して「お前はこの学校に入れたくなかった」と述べたことはないのである。(本人調書 12 頁)

原告は、訴外 N の人格を否定するような発言をした事実はないのである。(乙 20・4 頁 23 行目、同・5 頁 6 行目)

- (4) 原告の授業を受けていた ST は、「田嶋先生の授業について」と題する文書を作成し、同文書で「自己分析ですから、学生にきついことを言う時

もありましたが、それはその学生に気づいて欲しいからであり、きついことを言わばなしということは決してなく、必ずその後にはフォローもあり、先生と学生との信頼関係の中で行われていたので、先生に何から言われたことで、傷つくようなことはありませんでした。」(甲35の2の2・18行目～)と述べている。

また、原告の授業を受けていた SK は、「時には自分の弱点とも言える癖を指摘されることは誰にとっても、厳しいものではあると思いますが、気づかなかったところを自分で自省し、たくましくなってこれからの臨床に役立てて欲しいとの先生の気持ちも感じることができたので、この授業はとても実りのある内容であったと思います。」(甲35の3の1・18行目～)と述べている。

原告準備書面(2)の第2の2(6～10頁)で指摘したとおり、原告は、臨床心理士を育成するために、院生に対して、自分自身を被験者として自己を見つめさせ、自己の良い点も悪い点も自覚させることによって臨床体験の準じた経験をさせる授業を行っていたのであり、原告はその授業目的を実現するために院生に対して厳しい指摘をすることもあった。しかし、多くの院生はその原告の言動の趣旨を理解し、上記の ST 院生、SK 院生のように原告と院生らとの間には信頼関係が形成されていたのである。

この事実は、TN 作成の文書(甲33・4枚目)、原告の授業を受けた院生の「授業評価質問票の回答(甲34の1～6)、SM ほか原告の授業を受けた被告大学院の卒業生の作成文書(甲35の1～11)、原告が指導していたエンカウンターグループの理論と手法を教示した原告の授業を受けた学生達のレポート(甲96～101)の内容により確認されるところである。

原告は、かかる授業方針で院生達に自分自身と向き合うことを求め、その指導過程で、自分自身と向き合えていない院生には厳しく指導し、時には「浮いている」との言葉を使用しての指導を行っていたのである。

しかしながら、かかる原告の指導態様がアカデミック・ハラスメント行為

に該当するとの評価は失当であることは、上記の原告の授業、指導を受けた院生、学生の作成文書の存在とその内容から明らかである。

3 被告の主張、立証の欠如

被告は、原告の訴外 N に対する「数々の不適切な言葉があるが」、「言葉の暴力が常識を越え、しつこく過剰であり、同級生のなかで N だけが集中的に侮辱的言辞を与えられたため、人格を深く傷付けられた。」と主張するが、原告が訴外 N に対して、いつ、いかなる状況において、どのような「言葉の暴力」にあたる発言をしたのか、それがどのように過剰であったのかについて、何ら具体的な事実を指摘できていない。

また、被告は「N は、原告に対して侮辱的言辞を止めてくれるよう授業で訴えたこともあるが、個人攻撃は執拗に継続され、修士1年の冬頃からは症状が身体に現れ、原告の授業を受けた翌日には足がつることも何回かあった。」と主張するが、その主張にかかる事実の原告の言辞の内容、その言辞が発せられた場所と時期を何ら具体的に主張していない。そして、訴外 N に出現したとする身体症状に関し、診断書等のその事実を確認し得る証拠を何ら提出していない。

加えて、本件訴訟において、被告は、原告からハラスメント被害を受けた旨の内容を記載した文書（乙3）の作成者として表示されている訴外 N の証人申請をも行っていないのであり、訴外 N の証言は得られていないのである。

かかる被告の主張、立証の欠如は、原告が訴外 N に対して、被告が主張する内容のハラスメント行為を行った事実が存在しないことを示唆するものである。

なお、被告は、原千恵子の作成名義が記載されている「平成24年4月16日 ASさんから電話で聴取しました」と題する文書（乙10の1）をもって原告のハラスメント行為の存在を立証しようとしていると思われるが、同文書には何ら原告の具体的行為が記載されていないのであり、かかる文書によって被告主張事実の存在を証明することは不可能である。

4 手島茂樹証言の信用性の欠如等

(1) 証人手島は、訴外 N について、「彼も大きな犠牲者の1人でしたので、よく記憶しています。」「やっぱり本人が言っていました。とんでもないことになりましたということをお話してました。」「卒業できないんじゃないかということをおかなり心配してました。」との証言（手島証人調書12～13頁）を行っている。

しかし、かかる証言では原告が訴外 N に対して如何なる発言をしたのか、どのようなハラスメント行為をしたのかについての具体的事実が全く述べられていないのであり、手島証人はその事実を述べることができないのであり、直接に訴外 N から直接話を聞いた事実もないのである。（手島証人調書17～19頁）

そればかりか、手島証言の「とんでもないことになりました」「卒業できないんじゃないか」という言葉が原告の行為とどのような関係があるのかさえも不明である。

かかる手島証言によって、被告主張の原告の訴外 N に対するハラスメント行為の存在を認定することは許されないものである。

なお、証人手島は、訴外 N が他人とコミュニケーションを取ることが苦手である事実を認めている。（手島証人調書18頁）

(2) 手島陳述書（乙19）には、「平成16年の春学期に、田嶋氏の指導を受けていた大学院1期生の学生（男性）から、田嶋氏の指導のことで、相談を受けたことがありました。その学生は、田嶋氏から指導を受ける中で、人格を否定されるような発言を繰り返されたとお話しており」との記載がある。

しかし、訴外 N が被告の大学院に在籍したのは平成20年4月から平成22年3月であることから、上記の陳述書の記載事項は、訴外 N に関するものではない。

また、手島証人は、上記の陳述書の記載事項に関する原告の発言の内容について何も具体的に明示することができていないのである。

よって、かかる陳述により、原告の訴外 N に対するハラスメント行為の存在を認定することは不可能である。

(3) 証人手島は、年度の大学院の授業がはじまった頃に、原告の授業に出席していた院生1, 2名が、これでも授業と言えますかと同証人の研究室に言ってきたと述べ、それをもって原告のハラスメントの事実を知ったと述べている。(手島証人調書18頁)しかし、それは原告の行っていた授業の内容とその意義を授業開始当初に理解できずにとまどった院生がとった行為であり、その事実をもって原告が院生に対してハラスメント行為を行ったと認定することはできないことは明白である。

第6 訴外 SN 子に対する原告のセクハラ行為の不存在

1 被告の主張事実

被告は、少なくとも原告の訴外 W に対するセクハラ・アカハラ的事实、および訴外 N に対するアカハラ的事实は、懲戒解雇事由に該当することを理由として原告を懲戒解雇したと主張する。(被告準備書面(1)・8頁)

しかし、被告は、原告の訴外 W に対するセクハラ・アカハラ行為と訴外 N に対するアカハラ行為の他には、何ら原告のセクハラ・アカハラ行為の具体的主張を行っていないのであり、同様に原告に対する懲戒処分のお知らせ(乙5の1)にも他の懲戒処分の対象とした事実を記載していない。

もとより懲戒解雇という重大な処分を行うためには、その事由を具体的に特定して示すことが必要とされるべきであり、明示した以外の事実を懲戒解雇の理由とすることは許されないものである。被告が「少なくとも」という表現で明示した以外の事実を懲戒解雇の理由としているのであれば、それ自体が違法な懲戒処分であると言わざるを得ない。

2 手島陳述書に記載の訴外 SN 子に関する記載事項の意味

ところが、被告が提出した手島茂樹作成の陳述書には「過去に、田嶋氏から『セクハラ』被害に遭っているのではないかと疑われる女子学生が一人います。」と述べてそれに関連する事実が述べられており(乙19・4～5頁)、これに対する原告の反論陳述書(甲68)を受けて被告から提出された手島茂樹作成の陳述書(乙36)では原告の訴外 SN 子に関するセクハラ行為に関する事実

が記載されている。

この被告提出証拠の内容は、上記1のとおり本件懲戒解雇処分の有効性の判断対象とすることはできないものであるが、念のためにその記載事実が存在しないこと、原告のSN子に対するセクハラ行為が存在しないことを以下に指摘する。

3 手島陳述書に記載の訴外SN子に対するセクハラ行為の不存在

(1) 手島陳述書(乙19)の記載事項は以下のとおりである。

「その女子学生は、ある日、1人で田嶋氏の自宅を訪ね、そこで田嶋氏からお金を渡されたそうです。そして、田嶋氏の自宅を訪ねたその日におかしくなり、ついには精神科へ入院という経緯をたどっています。私は、入院した経緯とともに、なぜその学生は、田嶋氏の自宅を訪ねることができたのか、(自宅は知らせていないはず)そこで何があったのか、そして、何ゆえお金を差し出されることになったのかについて尋ねてみましたが、その女子学生は絶対に話してくれませんでした。後日、その女子学生が退院すると、田嶋氏は、すぐに「私が担当する。」と言ってその女子学生に近づき、他の教員が近付かないようにしていました。

その後、田嶋氏は、「あなたのためを思って・・・」等と言って、その女子学生を退学に追い込むように仕向け、また、その学生の親に対して、あたかも学生に非があるかのような説明をして退学させるように働きかけていました。このような経緯があり、その女子学生は、結局退学しています。」

ただし、上記の下線部分の「そこで田嶋氏からお金を渡されたそうです。」との記載は、その後に提出された手島陳述書(乙36・2頁)で、「帰り際に1万円渡されそうになったが受け取らなかった」と変更されている。

(2) しかし、上記の手島陳述は、以下のとおり事実と相違するものである。

原告は訴外Sに原告の自宅で会った事実はなく、自宅の所在を教えた事実もない。また、原告は訴外Sに自宅に帰るための交通費と千数百円を貸したのであり、それは後に訴外Sから返還されている。

原告は、平成16年12月30日の早朝に訴外Sからの電話を受けて、

その際の訴外 S の精神状態が尋常ならざる状態であったために原告の自宅近くの高田馬場駅近くの喫茶店で訴外 S と面談したのであった。

原告が上記の早朝の面談に応じたのは、その前日に訴外 S から原告宛の不穏な電子メール(訴外 S の精神状態が不安定であることを示唆するもの)(甲69の1～5)を受信し、教員として面談せざるを得ない状態にあると判断したからである。

そして、原告は、面談した際に訴外 S の様子が、肉体的にも精神的にもヘトヘトに疲れて食事も口にすることができない状態であったために、同人が帰宅する予定と述べた X県 の自宅で必ず精神科を受診するように申し向けて、帰宅する交通費を持ち合わせていないという訴外 S に交通費を貸したのである。

ところが、訴外 S は、同日、自宅に帰って精神科を受診し統合失調症疑いで薬剤を処方された後の夕方に、タクシーで5時間かけて群馬県伊勢崎市にある被告大学に向かい、同署で警察に保護され父親が迎えに赴いたのであった。

訴外 S は、このタクシーの車中から原告に電話をかけて「みんなを集めてくれ」「指導力のある人たちだ」と理解困難な言葉を発していたため、原告は手島に電話をかけてかかる訴外 S の事情を説明したところ、手島が訴外 S を心配して伊勢崎市内の大学まで駆けつけたのであった。

したがって、手島はかかる経緯について十分に認識しているのであり、上記陳述書の記載のような疑問をいただく必要はなく、また、訴外 S にその経緯を確認する必要もないものなのである。

その後、訴外 S は、平成17年1月前半に、カマで自分の首を切ろうとしたこと、錯乱状態に陥って納屋で寝込んでしまったこと等で同月19日から同年6月1日まで入院していた(甲72の1)のであり、手島はその事実も原告から伝達されていたのである。

訴外 S は、平成17年8月に四国でパニック状態となり再び警察に保護されて父親が迎えに行くという事態を引き起こしたが、その後の同年9月2

8日に原告に対して「復学できることになった」との趣旨の電子メール（甲73の1）を送信してきたことから、原告は復学できる状態にないと判断してこれに対応した（甲73の2）のであったが、訴外Sが自己の健康状態を理解せずに性急に復学を求め続けたことから、その説得に苦勞したのであった。

原告は、平成18年3月16日に訴外Sとその父親との三者面談を行う（甲75）、訴外Sの復学について精神医にセカンドオピニオンを求める（甲75）努力を重ねたが、同年5月25日に当時の被告の総長の訴外Sの復学は認めない旨の結論が出されるまで、その調整に時間を費やした（甲76）のであった。

しかし、原告は訴外Sとの間で、平成18年9月から平成24年7月まで電子メールの送受信（甲77の1～29）による連絡を取り合ってきたのであり、その電子メールの文面と、同年7月30日に訴外Sから原告宛に送達された暑中見舞い（甲78）からは、原告と訴外Sとの間に良好な信頼関係が継続していることが確認できるのである。（以上につき、甲68、甲105、本人調書13～16頁）

(3) 以下に指摘する手島証人の尋問結果からも、上記の同人の陳述書の記載事項が到底信用できなことが確認されるところである。

手島証言は、訴外Sとは証言時から計算して3年以上も会っていない（手島証人調書14頁）のであり、同人は訴外Sから何らの事実の確認をすることなく上記（1）の陳述を行っているものである。

そして、手島証人は、最後に訴外Sに、いつ、どのような機会に会ったのかも明確に答えることができていない（手島証人調書15～16頁）し、その際に訴外Sから何を聞いたのかとの質問に対しては「文書に書いてあるとおりです。」「誤解されたくないので言えません。」と証言を拒否するに等しい言葉を発している。（手島証人調書16～17頁）

さらに、手島証人は訴外Sから聞いた事項をワープロに入力したと述べながら、「今、手元にはありません。パソコンがありません。それから、ステ

イックがありません。」(手島証人調書17頁)としてその聞き取り記録が提出できない旨を述べているが、その証言内容は不可解であり、およそ信用できる内容ではない。

さらに重要点は、手島証人は、原告の訴外 S に対する対応の何が問題であるのかとの質問に対して「セクハラが問題なんです。」と述べたものの、その内容については全く説明できず、質問に対する回答をはぐらかす内容の証言に終始し、セクハラに該当すると同人が判断した事実を指摘できないまま証言を終えていることである。(手島証人調書14～16頁)かかる証言対応からすれば、およそ手島証人の供述、証言は信用することができないと判断せざるを得ない。

第7 結語

以上に詳述したとおり、被告の原告に対する本件雇止めは無効であり、被告の原告に対する懲戒解雇も無効である。

したがって、原告の被告に対する労働契約上の権利を有する地位にあることに基づき、原告が被告に対して請求している平成24年3月16日以降の賃金請求が認容されるべきである。

なお、原告は、平成25年4月から、年俸300万円の1年契約で、立正大学心理学部の特任教授として勤務し、週に2日・4コマの授業を担当している。また、原告は、東京都 A 健康保険組合の健康管理センターの非常勤カウンセラーとして年収240万円程度の収入を得ているが、この非常勤カウンセラーとしての勤務は被告の本件雇止め、懲戒解雇の以前から長年に渡り、被告の了解のもとで行ってきたものであり、その収入額に変化もないものである。その他に原告は新宿区高田馬場で田嶋心理教育相談室(カウンセリングルーム)の経営を行っているが、これも被告の本件雇止め、懲戒解雇の以前から長年に渡り、被告の了解のもとで行ってきたものであり、その経営上の利益はほとんど上がっていないものである。

上記の立正大学からの収入は、週に2日・4コマの授業を担当するという原

告と被告との間の労働契約上の就労義務を履行していても、なお可能な範囲での就労であり、本件雇止めおよび本件懲戒解雇がなくても当然に原告が取得し得るものであることから、この収入額を原告請求の被告の未払賃金額から控除されるべきではない。また、この立正大学からの収入は月額25万円であり、その金額は原告が被告との労働契約で約定していた年俸6,667,000円の12分の1の金額の約555,583円の約45パーセントに相当するものであるところ、労働者は使用者の帰責事由による休業の場合は平均6割以上の手当を保障されている（労基法26条）ことから、解雇期間中の賃金のうち平均賃金の6割までの部分については利益償還（民法536条2項但書）の対象とすることは許されないものである。（最判昭62.4.2労判506号、最判平18.3.28労判933号）

以 上